

学校法人村崎学園役員手当支給内規

(役員)

第1条 役員とは、理事および監事をいう。

(評議員)

第2条 評議員は役員に準ずる者として本内規に規定する。

(理事手当)

第3条 理事の手当は次のとおりとする。

支給月	学内	学外
9月	22,222円	66,666円
3月	22,222円	66,666円
計	44,444円	133,332円

(監事手当)

第4条 監事の手当は毎年3月に年額手当55,555円を支給する。

ただし、常任監事の手当は月額50,000円以上150,000円以下の範囲内で支給する。

(旅費)

第5条 役員および評議員がその業務(理事会または評議員会に出席する業務を除く)のため出張するときは、旅費支給規程第5条1(別表1、2)の上位の額の旅費を支給する。

(費用弁償)

第6条 学外の役員および評議員が会議に出席したときは、次の交通費等を支給する。

県内 30,000円 県外 50,000円

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃については、理事長の決裁によらなければならない。

附則 この内規は、昭和54年4月1日から施行する。
附則 この内規は、昭和57年7月13日から改定施行する。
附則 この内規は、昭和58年4月1日から改定施行する。
附則 この内規は、平成15年4月1日から改定施行する。
附則 この内規は、平成16年4月1日から改定施行する。
附則 この内規は、平成17年4月1日から改定施行する。
附則 この内規は、平成19年4月1日から改定施行する。
附則 この内規は、平成22年4月1日から改定施行する。